様式１

整理番号	契－法申－１

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	契約管財局管財部連絡調査課 (06-6484-5579)
処分課（担当）名	各所管所属
処分の名称	行政財産の目的外使用許可
概　要	地方自治法の規定により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用許可を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の４第７項 大阪市財産規則（昭和39年４月１日規則第17号）第15条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について (https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000650908.html)
審査基準	(1) 使用を許可することができる範囲の基準は次のとおりとする。 ア　公の施設の利用者、職員等本市の行政財産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店、その他収益を目的とした施設を設置する場合 イ　電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合 ウ　災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間にその用に供する場合 エ　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合 オ　学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 カ　本市の行政財産を使用しなければ、家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させる必要がある場合 キ　広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき ク　アからキまでに掲げるもののほか、本市の事務事業上やむを得ない場合その他市長が特に必要があると認めるとき (2) 使用者の選考にあたっては、資力、信用等を充分調査することとし、使用を許可しない相手方の基準は次のとおりとする。 ア　当該物件の使用許可事務に携わる職員 イ　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者 ウ　大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
標準処理期間	新規の使用許可については、40日とする。継続の使用許可については、30日とする。
経由日数	なし
提出先	各所管所属
提出時期	随時
提出方法	使用許可申請書を各所管所属へ提出
手数料	不要
相談窓口	各所管所属又は契約管財局管財部連絡調査課
ホームページ	https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000650908.html
備　考	